

令和6年度奄美市総合教育会議説明用

令和5年度奄美市

『こどもの家庭生活実態調査』の概要
と福祉政策課の業務について

令和6年7月30日（火）
奄美市保健福祉部福祉政策課

福祉政策課って、どんな所？



令和6年5月28日
福祉政策課 岡村

○社会福祉係

社会福祉全般に関すること

(通常の家庭や児童の困りごとこと。養育困難と思
わ

れる家庭に対しての各種相談・児童虐待・DV
等の相談業務)

○障害福祉係

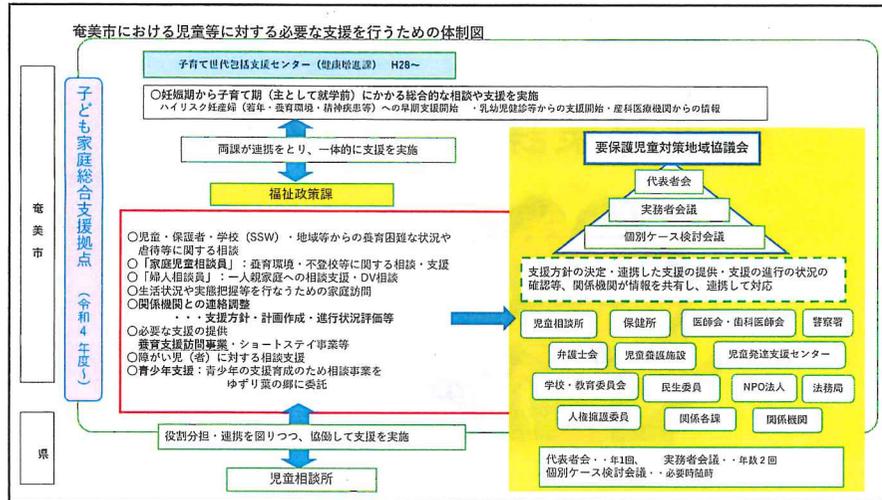
障害者の福祉に関すること

○つながる相談室

相談業務に関すること・・・こどもの学習・生活支援

○社会福祉係 社会福祉全般に関すること

- ・部内の総合的な計画調整
- ・地域福祉計画・地域共生社会に関すること
- ・低所得世帯等への給付金やギフト券
- ・災害援護資金貸付金・り災者見舞金
- ・保護司会・民生委員児童委員・社会福祉協議会
- ・社会福祉法人の設立認可・指導監査
- ・福祉スポーツ大会・戦没者慰霊祭
- ・青少年支援
- ・子ども家庭総合支援拠点・要保護児童対策連絡協議会(要対協)
- ・児童虐待防止・こども家庭センターの設置の検討
- ・女性相談支援・母子・父子・寡婦福祉・母子生活支援施設「ひまわり寮」



要対協の支援対象

① 要保護児童（児童福祉法第6条の2第8項）

保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及び保護者のない児童

（例）虐待・疾病等を理由に十分な監護が受けられない。不良行為・犯罪行為を行った。または行う危険性がある児童。保護者に遺棄された児童。保護者が長期拘禁中の児童等）

② 要支援児童（児童福祉法第6条の2第5項）

保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童

（例）

- ・ 出産後、間もない時期に育児ストレス、産後うつ状態、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して強い不安や孤立感を抱える保護者とその児童
- ・ 食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある家庭など、虐待の恐れやそのリスクを抱え、支援が必要と認められる保護者とその児童
- ・ 乳幼児健診未受診の家庭で、その後の受診勧奨にも応じず、今後の支援が必要と判断される保護者とその児童
- ・ 施設等を措置解除となり、家庭復帰した児童とその保護者 10

③ 特定妊婦（児童福祉法第6条の2第5項）

出産後の養育について出産前から特に支援が必要と認められる妊婦

（例）

- ・ 要保護児童等を養育しており、すでに養育の問題がある妊婦
- ・ 未婚またはひとり親で身近な支援者がいない妊婦
- ・ 妊娠に自覚がない、知識がない妊婦や出産の準備をしていない妊婦
- ・ 望まない妊娠をした妊婦、若年妊婦
- ・ 母子健康手帳未交付、妊婦健診未受診の妊婦

1.2.調査実施方法等の概要（P 13）

▶ 1.2.1.調査の目的

本市の児童・生徒及び保護者に対し、調査を実施し、本市の子どもを持つ家庭の生活・経済状態、**将来の貧困に影響を与える可能性のある行動実態**、子どもの貧困対策に関連する施策の利用状況等を把握することを通じ、子どもの生活支援対策を進めるに当たっての課題や施策の効果等を確認するための基礎資料を得ることを目的とする。

1.2 調査実施方法等の概要（P 13）

▶ 1.2.2.調査の仕様

▶ （1）調査地域、調査対象者、標本数、サンプリング方法

▶ 調査対象者は、**小学6年生の児童**及びその**保護者**並びに**高校1年生の生徒**とした。標本数は、合計1,107人

▶ （小学6年生児童360人（保護者用360世帯分）（高校1年生生徒387人）とした。

▶ 調査方法 オンライン回答

▶ 調査期間 令和5年11月1日（水）～12月1日（金）

▶ 有効回収数（回答率）

▶ **小学6年生257件（71.4%）、その保護者118件（32.8%）高校1年生287件（74.2%）**

1.1.分析結果の概要

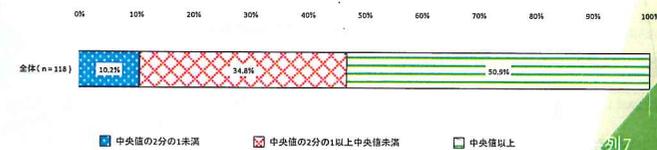
●保護者・子どもの生活状況について、市の実態を把握するとともに、「**等価世帯収入**」の水準と「**親の婚姻状況**」別に比較分析を行った。分析の結果、**世帯収入の水準や親の婚姻状況によって、保護者の生活状況や精神状態といった様々な面が影響を受けていた。**

●**特に「等価世帯収入が中央値の2分の1未満」でもっとも収入が低い水準の世帯や、ひとり親世帯が、親子ともに多くの困難に直面している。**

1.1.1.保護者の生活状況

（1）生活・行動実態、課題等

●令和4年の世帯全員のおおよその年間収入について、家族の人数を踏まえて「等価世帯収入」の水準により分類している。等価世帯収入の水準が「**中央値の2分の1未満**」に該当するのは**10.2%**、「中央値の2分の1以上中央値未満」に該当するのは**34.8%**、「中央値以上」に該当するのは**50.9%**となっている。「平成28年度かごしま子ども調査」（以下、前回調査）と比較すると、「中央値以上」の割合が高くなっている。



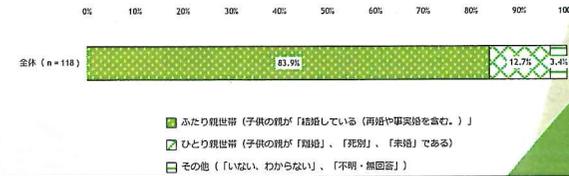
4. 資料

4.1. 等価世帯収入の算出 (P101)

●等価世帯収入の中央値:179.5万円、等価世帯収入の中央値の2分の1:91.7万円

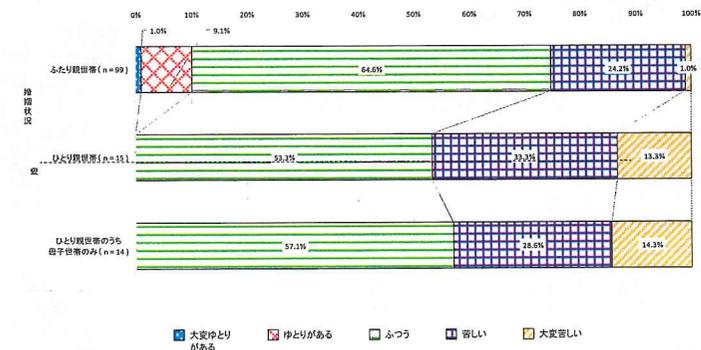
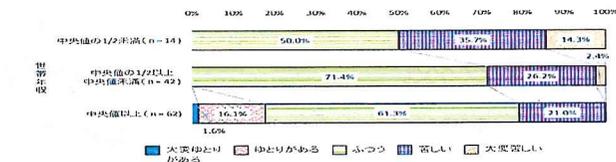
- ▶ 〇年間収入に関する回答の各選択肢の中央値をその世帯の収入の値とする(例えば、「50万円未満」であれば25万円、「50~100万円未満」であれば75万円とする。なお、「1000万円以上」は1050万円とする。)
- ▶ 〇上記の値を、保護者票間2で把握される同居家族の人数の平方根をとったもので除す。
- ▶ 〇上記の方法で算出した値(等価世帯収入)の中央値を求め、さらに、その2分の1未満であるか否かで分類する。

●子どもの親の婚姻状況は、「結婚している(再婚や事実婚を含む。)」が83.9%、「離婚」が9.3%、「死別」が0.8%、「未婚」が2.5%となっている。「離婚」、「死別」、「未婚」は合わせて12.7%であり、これらを「ひとり親世帯」であるとして集計している。また、調査回答者の子どもとの続柄に関する回答から、「母子世帯」であるか「父子世帯」であるかを判別すると、ひとり親世帯であると考えられる世帯のうち6.7%は父子世帯となっている。内閣府が実施した令和2年度「子どもの生活状況調査」(以下、内閣府調査)及び前回調査と比較すると、母子家庭の割合が高くなっている。

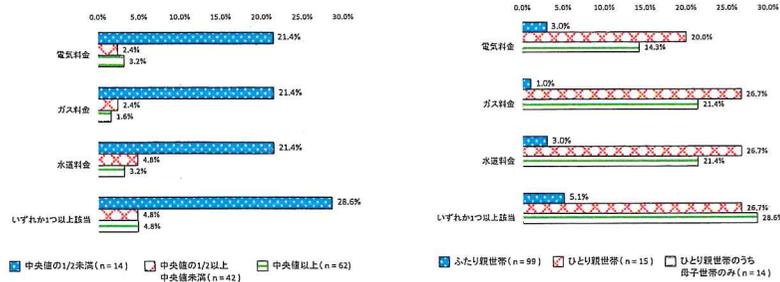


●現在の暮らしの状況

「苦しい」と「大変苦しい」を合わせた割合について、等価世帯収入の水準別にみると、「中央値以上」の世帯では21.0%、「中央値の2分の1以上中央値未満」の世帯では28.6%、「中央値の2分の1未満」の世帯では50.0%となっている。世帯の状況別にみると、「苦しい」と「大変苦しい」を合わせた割合は、「ふたり親世帯」では25.2%、「ひとり親世帯」全体では46.6%、「母子世帯」のみでは42.9%となっている。



●収入の水準が低い世帯やひとり親世帯では、「食料が買えなかった経験」や「衣服が買えなかった経験」、「公共料金の未払い」が生じている割合が高くなっている。



保護者の生活状況のまとめ

➡国や県との比較において、世帯収入の水準が低いことがみられる。それに伴う、食料や衣服が買えなかった経験や光熱費等の滞納の割合が高いことが推察される。結果として、暮らし向きについて、苦しいと感じる世帯が多くなっている可能性がある。また、お金の援助を頼れる人がいる方の割合も低いことから、相談環境改善や支援の認知が届いていない方がいる状況にある。これらの状況が子どもの進路段階に関する希望や展望、保護者の精神状態に少なからず影響を与えている可能性がある。

3.2子どもの生活状況、「貧困の連鎖」リスクの発生状況

小学6年生、高校1年生ともに自分で勉強している割合が高く、塾で勉強している割合が低いことから、家庭の経済状況が関与している可能性が考えられる。高校1年生においては、進学希望や部活動の不参加について、家庭の状況や費用がかかることを懸念している。また、「誰にも相談できない」「相談したくない」といった割合が高いことや、逆境体験ありの割合が高いことから、相談環境の整備の必要性がうかがえる。

3.3支援の利用状況や効果等 (P99)

保護者については、支援の認知や利用のしやすさの改善が求められる。支援制度・居場所等の利用状況について、「勉強を無料でみてる場所」及び「何でも相談できる場所」においては、利用したことがない割合が高く、子どもたちの関心度を向上する必要がある可能性が考えられる。

安定した生活基盤への支援

安定した生活基盤が無いと、子育て、特にこどもに大きな影響を与えることになるため、保健福祉部をはじめとする、こどもやその世帯への相談窓口・各種制度・各種事業が必要な人へ行きわたるように教育委員会や各小中学校等と連携し周知啓発に努める必要がある。